

福島第一原子力発電所 6 号機の安全確保に係る取組状況について

平成 16 年 1 1 月 2 日

東京電力(株)福島第一原子力発電所 6 号機（以下「当該機」という。）は、平成 15 年 9 月 30 日から原子炉を停止し、第 18 回定期検査を実施している。

この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等に基づき、適宜、報告を受け、当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。

その結果は、以下のとおり。

事業者においては、一連の不正問題等を踏まえ、原子炉再循環系配管取替工事、制御棒駆動水圧系配管取替工事、炉心シュラウドの点検及び制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブの点検と応力改善対策の実施等、トラブル再発防止対策や予防保全的補修工事の実施等の取組みが進められ、また、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

県は、これまで、福島第一原子力発電所について、この取組みを発電所の運営管理全体に浸透、定着させていくために、更なる情報公開の徹底や企業システム全体の改善など、風通しがよく透明性の高い発電所運営を行う必要性について指摘してきた。

事業者においては、県のこれまでの指摘を踏まえ、今後とも、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つ一つ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。